

令和5年度

ぎふっこダンスフェスティバル実施要項(改訂版)

1 趣旨

- ・体力向上事業の一環として、豊かなスポーツライフの実現を目指し、児童生徒がダンスを創作して踊るという活動を通して、仲間と作品を創り上げる楽しさや運動の楽しさを味わうことで、運動に親しむ資質・能力を養うとともに、体力の向上を図る。

2 主催 岐阜県教育委員会 体育健康課

3 実施方法

(1) 対象 県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒

(2) 期間 エントリー：令和5年5月15日（月）～ 令和6年2月2日（金）17時まで
動画の提出：令和6年2月9日（金）17時まで

(3) 参加部門

<全部門共通>

A:大編成（20名以上） B:小編成（3～15名程度）

<小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）>

① 1～3年生の部 ② 4～6年生の部

※縦割りで参加の場合、最高学年の児童に準ずる。

<その他の校種>

③ 中学校・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）の部

④ 高等学校・特別支援学校（高等部）の部 **計8部門**

(4) 種目

- ・「表現系ダンス」（表現遊び・表現・創作ダンス）
- ・「リズム系ダンス」（リズム遊び・リズムダンス・現代的なリズムのダンス）
- ・「創作民謡」（よさこい節、ソーラン節、エイサー、花笠音頭など）

【例】

○体育・保健体育の授業で創作したダンス

○運動会・体育祭など学校行事で披露したダンス

⇒校内で作成されたダンスであればOK!

◆先生方へ

児童生徒が創作した作品を、学級内や校内等の発表だけで終わらずに、県内の学校と競い合う機会を設けました。ぜひ児童生徒に紹介・相談の上、気軽に応募してください。



(5) 応募条件

- ・作品は本年度内に学校内で作成したもので、他のダンスコンクール等に応募していないものに限る。
- ・団体（チーム）は、在籍している学校の児童生徒によって構成する。
- ・複数の作品に同じ児童生徒が参加することは認められない。
- ・部活動としての参加は認められない。
- ・振付、構成等の創作は、校内の教諭や児童生徒によるものとする。

(6) 演技時間

- ・3～5分程度とする。

(7) 審査・表彰

- ・体育健康課において1次審査を行い、専門家が2次審査を行う。
- ・審査基準は以下の4項目とする。
 - ①動きの質 ②構成・演出 ③創造性 ④表現力
- ・各部門において、最優秀賞1チーム、優秀賞2チームまでを表彰する。
- ・優秀な作品の動画は、県教育委員会のホームページ上で公開する予定です。



(8) エントリーシート提出先（体育健康課学校体育係宛）

- ・FAX : 058-278-3542
- ・E-mail : c17769@pref.gifu.lg.jp

(9) 留意事項

- ・定点カメラによってチーム全体が写るように撮影をすること。
- ・審査の対象となるダンスの作品のみを収録すること。
- ・申込書に記入漏れがないようにすること。
- ・動画の公開に関しては、音源の著作権により掲載できない場合があること。
- ・作品は体育健康課からの申込受付完了の連絡後、DVD またはデータ（指定するフォルダ）にて提出すること。
- ・参加したすべての学校および団体名称（チーム名）は、すべて体育健康課ホームページ内に掲載すること。

